

## 平成28年度 第6回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨

日 時 : 平成28年12月19日(月) 午後2時から午前4時30分まで
場 所 : 宮城県庁行政庁舎11階 第二会議室
出席者 : 資料参加者名簿のとおり

### 1 開会

### 2 議事

#### (1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

事務局

※届出状況, みやぎ生活協同組合大富店・ダイシン大富店,  
サンエーショッピングプラザ  
資料1, 1-A, 1-Bに基づき説明

江成委員長

それでは, 2件の変更届出についていかがでしょうか。

最初に, みやぎ生協大富店・ダイシン大富店についていかがでしょうか。

徳永委員

A棟, B棟, C棟のそれぞれの建物のテナントを教えてください。

事務局

A棟が生協の店舗, B棟がダイシンの店舗, C棟については, 半分が薬王堂の店舗で, 半分が未定店舗となっております。

江成委員長

未定ですか。

事務局

未定店舗です。ちょうどテナントの入れ替え時期で, 調査時に営業していない状態でした。

江成委員長

調査日がそういう状態ということですか。

事務局

はい。

江成委員長

常に入っていないという訳ではなく、通常は入っているということですね。

事務局

はい。たまたま入れ替えの時期になったということです。

徳永委員

以前はどういうお店が入っていたか分かりますか。

事務局

以前はダイシンの店舗でした。

徳永委員

設置者が駐車マスを使って販売していたというのが、B棟の駐輪場の並びのところ一帯なのですか。

事務局

今回の変更届出で減少する場所とほぼ同じ場所が商品展示に使われていました。

徳永委員

無断で減少していたのが分かって県から注意したというのは、どういう経緯で事実が分かって指導されたのですか。

事務局

一般の方から通報がありまして、届出しているところに商品を置いているという話がありまして、県で確認したところ確かに商品が置いてあったので、その後は是正について現地で確認しながら話をして、二度とないようにという注意文書を県から送って、というのが経緯です。

江成委員長

今回の変更というのはその時の状態にほぼ近いということですか。

事務局

そうです。

江成委員長

最初の段階で219台が194台になって、許可されたということなのですね。その辺の議論はどうだったのでしょうか。分かりますか。

事務局

変更前の194台のときはB棟が新設されたときの届出で、はじめはA棟だけだったんですが、拡大するときに、A棟C棟は指針の台数から求めて、B棟の部分だけほホームセンターだったので、実態から必要台数を算出しています。その審議の内容、背景までは確認しておりませんでした。

江成委員長

今日は深い議論ではなく、必要があれば審議をするかどうか決めるということで、ご判断をいただければと思います。

徳永委員

A棟、B棟、C棟の面積は分かりますか。

事務局

A棟の面積が1,193㎡、B棟が2379㎡、C棟は薬王堂の営業中の部分が997㎡、調査時に未定店舗としてテナント入れ替え中だった部分が542㎡となります。

徳永委員

生協さんは比較的小型の店舗なんですね。近くにヤマザワができて客が減ったということですかね。現状からすればこの台数で問題はないので、これ自体はいいんですけど、競合店舗との関係のなかでたまたま今は客が少ないということだとすれば、現状をもっていいですよと言ってしまうのは微妙な気がします。この店舗の都合で変化があったという場合には、こういう形で審議をするチャンスがあるのですけれど、たとえばヤマザワが撤退してこのお店に客が流れるという風なことになれば、減らした分であふれちゃうということも無きにしも非ずなんですよ。若干考えにくいという気もしないではないのですが。かと言って厳しくするとここの店舗の撤退を加速させるようなことになると、高齢化が進む団地のなかで近所に買い物する場所がなくなるという深刻な問題もあるので、なかなか難しいところだと思うのですが。そういう日々変化する様勢に対してどういう風に状況を見ていくのか。先ほどの話のように地元の人からの通報があれば変化に気づくのでしょうか。そのあたりどうでしょうね。

江成委員長

それでは、議題も多いので、一応審議事項ということで、取り扱うことにしましょう。  
それでは次のサンエーショッピングプラザについてですけれど、これはいかがでしょうか。

徳永委員

こちらの店舗構成も教えてください。

事務局

店舗名称がサンエーショッピングプラザとなっておりますが、石巻のイトーヨーカドーあけぼの店がメインとなる店舗です。

徳永委員

イトーヨーカドーだけですか。

事務局

イトーヨーカドーの建物のなかに、百円ショップだったり他の小売業が入っています。

江成委員長

届出台数552台にプラスして従業員用があるということですか。

事務局

はい。届出台数に従業員用は含んでおりません。

江成委員長

従業員用は250台でしたか。

事務局

従業員用は200台です。

牧野委員

最初の届出では従業員用駐車場は74台だったのですか。

江成委員長

すると従業員駐車場はかなり多いのですか。

事務局

はい。かなり余裕をもった台数となっております。

江成委員長

まあ屋上を使うということなので、そこで使える台数がそのくらいあるという理解でよろしいでしょうか。

事務局

はい。

江成委員長

するとそれを運用すれば指針の数を満たすことは可能ということですか。

事務局

そうですね、同等程度になります。

江成委員長

いかがでしょうか。ご意見がなければ、これは報告ということでいいでしょうか。徳永委員。

徳永委員

そうですね。もし混雑したときには元の場所を借りるなり、なにか対応ができるような形にはなるのでしょうか。従業員駐車場を開放するとか。特段そのあたりの対応については、書いてないんですかね。

牧野委員

維持管理費削減のためと書いてありますから、そこは手放す可能性があるのではないのでしょうか。

事務局

隔地駐車場は契約終了と聞いています。

江成委員長

もともと自分の土地ではないのですか。

事務局

はい。

徳永委員

これ以上のデータは出てこないでしょうし、事前に見せていただいているから。これは、周りは全部商業地域ですので、やむを得ないというか、撤退ということになってもそれはそれかな、と思います。

江成委員長

はい。それではこれは報告事項として取り扱うということにしたいと思います。ありがとうございました。

変更の届出については以上でよろしいでしょうか。それでは続きまして、審議に入りたいと思います。

## (2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出について

イ 【新設】ツルハドラッグ登米加賀野店

事務局

※資料2に基づき説明

江成委員長

それではただいまのご説明につきまして、ご質問等お願いいたします。

牧野委員

届出83ページの(1)の店舗駐車場というのは、岩波ブックセンターの駐車場ということですか。

設置者

はい、その通りです。

牧野委員

それからM I プラザ登米佐沼っていうのは、これは何屋さんですか。

設置者

ギフトショップです。

牧野委員

両方とも何時ころまでやっているのですか。

設置者

ギフトショップは午後7時まで、届出95ページの文書の中に書いてありますが、書店は21時までです。すみません、ギフトショップは18時までです。届出書95ページの下2行のところに店舗の閉店時間を記載しております。

牧野委員

書店駐車場は、そちらのほうには全く建物はない訳ですか。

設置者

そうですね。縦長の敷地になっておりまして、下の方が駐車場、上の方が店舗となっております。

牧野委員

(1)とか(2)で基準を超えているのは走行音だけなんですか。設備の音は全然関係がないのですか。

設置者

ええ。機器類については全く超過なしです。

牧野委員

右側の方にあるのですね。

設置者

そうですね、建物の周辺に全部ありますので、こちらについてはレベル的にOKです。どうしても自動車音が原音として大きいので、やはり超過してしまいます。

牧野委員

Eについては、南部屋敷の影響はないのですか。

設置者

南部屋敷さんの設備については考慮した計算はしておりません。実はこの併設施設の南部屋敷については、今回のツルハドラッグの建物の建築に伴って一緒に建てるものではなく、すでに営業しているお店になっています。

牧野委員

42ページの図を見ると、左上に建物があるように見えますが、これは違うのですか。

設置者

これはブックセンターのさらに隣の敷地になります。

牧野委員

ここまでは何メートルくらい離れているのですか。

設置者

ここまですと、距離的には30mくらいは離れていると思います。届出24ページが住宅地図です。

栗原委員

出店計画地はもともと何だったんですか。

設置者

現況は建設会社の資材置き場になります。建設資材を置いたり、大型のトラックがあったり、そういう資材ヤードになります。

栗原委員

普段からトラックとか出入りしているのですか。

設置者

そうですね、トラックとかが置いてありました。

徳永委員

交通関係について、よろしいでしょうか。

江成委員長

はい、どうぞ。

徳永委員

先ほどの説明で、すでに滞留長でオーバーしているというところを使わないような経路を設定したから大丈夫ですよというご説明なんですけど、具体的にどういう風に回避したのかというのは、この資料から読み取れないのですが、この①②というのが、どっちから来ている流れなのかというのが図面上全然分からないので、少し具体的に教えていただければと思います。



設置者

届出書の49ページをご覧くださいと周辺の動線を記載していますので、わかりやすいかと思うのですが。まずB方面、図面上、右上の方から来る来店経路です。退転経路が青線で丁字交差点を右折して帰るようになってはいますが、来店経路はここを直進となっています。まず、個々の右折レーンが現況でパンクしています。

徳永委員

すいません、具体的に絵で指して説明していただけませんか。

江成委員長

見やすく、正面に来ていただいて。

設置者

A3の図面で見にくくて申し訳ないのですが、まず、一番大きいのが、A経路、こちらから来るお客さんについて、この右折レーンがパンクしています。現況です。それから、お店がここにありまして、佐沼のいわゆる街、中心部なのですが、この右折がパンクしております。それからこの右折、基本的には街に帰るところの右折が現況ではみんなパンクしている。それからこの商店街に来店するメインの右折レーンがパンクしているという状況です。実は計測時に私も立ち会っているのですが、計算上はパンクしています。実際に右折が流れているかという、現況の青信号で流れている状況です。要は計算上右折レーンの計算で、どうしても青時間の計算との比率で計算しますので、長さが超過しているのですけれども、青時間になりますと対向車を縫って右折が可能な状況で、実際に右折をしていっています。ですので右折レーンがあふれて根元のレーンに残った車両も、青信号を待つ右折レーンに入ってきて、青信号の時間でさばけているという状況は見て取れます。ただ、数字上では現況でアウトということなので、地元の警察、県警本部と相談して、そこに流すというのは好ましくないでしょう。実はみなさんこっちで曲がるもんですから、こっち側については、右折の台数がほぼありません。わざわざこっちから回ってくる方はいないので、実際1時間あたり10台とか20台とかそういうレベルの台数で、相当、数は少ないです。こちら側に回してあげようという発想で今、若干迂回になるのですが、そういうルート設定をさせていただいているという状況です。現況で右折レーンがパンクしているというのが、基本的にこの来店経路と、退店の街に帰る右折レーンがパンクしているという状況です。

徳永委員

それは、57ページでいうところだと、①部分、平日と休日で方向が違うのですか。

設置者

いえ，平日も休日も一緒です。

徳永委員

今言われたのは，A交差点ですか。

設置者

はい。

徳永委員

①でしょうか，③でしょうか。

設置者

まず来店の右折レーンでパンクしていますよといったのが，ここがA交差点ですので，この右折ですね。

徳永委員

それが，53ページで何番にあたるのですか。

設置者

最初のやつがA交差点です。A交差点の①，③です。

徳永委員

①，③両方というのはどういうことですか。

設置者

すみません，①，③ではなく，両方①ですね。同じですね，すみません。それからC交差点の④とD交差点の④です。

徳永委員

それは，56ページのA交差点の①から③とはどういう関係にあるのですか。

設置者

交差点の番号と進入方向については，基本的に同じです。①，②，③というのは同じです。

徳永委員

右折滞留長ですから①だと直進ですよね。③の間違いでしょうか。66ページに絵がありますよね。

設置者

届出の34, 35, 36と、例のマークを入れた、構造の絵がありますので。それと丸数字のものが対応しています。

徳永委員

その①というのが、中田方面から来るということでもいいんですね。そういうところを書いていただかないと、読めないんですね。あるいは54ページにあるような絵のところに①②③④と入れていただかないと、対応がとれないので、読めないです。

設置者

すみません。30ページのものを入れ込めば良かったと思います。33, 34ページのA交差点については、①の右折レーンがパンクしているという状況です。35ページの方が一時停止交差点になりますので、36ページのC交差点の④の右折、それから37ページのA交差点の④の右折がパンクしています。

徳永委員

計算上そういうところで入退店経路を指定されるのですが、実際はそれをどう周知されるのか、それから、その実効性がありそうなのかという点についてはどうですか。

設置者

周知については、基本的にはチラシに記載するのがメインになります。来店経路と退店経路の動線を入れた地図を記載する形になります。

徳永委員

B交差点の信号はどうなりますか。

設置者

一時停止です。

徳永委員

退店はここに集中するんですけど、そこは問題ないですか。

設置者

そこのチェックをしています。CDの④右折がどうしても超過してくるので、警察との協議において、まずB交差点で入れても大丈夫かチェックし、そこでOKであれば誘導経路にしましょうという相談をして、実際チェックをしたらB交差点の方で曲がれるという結果になりましたので、そちら側に流すという相談をしていました。

徳永委員

それは計算上曲がれるという話ですか。

設置者

一時停止交差点については届出書の59ページで容量のチェックをしております。B交差点、平日休日共に容量に対して予想交通量が下回ると。それから届出の62ページで遅れの程度のチェックをしております。これもB交差点遅れなしから小のランクになりますので、待ち時間ゼロではないですが大幅に滞留するような待ち時間ではないだろうという判定基準になっています。それから右折が発生しますので、B交差点右折レーンがある一時停止交差点になっていますので、念のため右折レーンのレーン長のチェックも届出の63ページでしています。

徳永委員

右折レーンというのは、退店のところは右折はないんですよね。

設置者

右折はありません。それは大丈夫です。

徳永委員

そちらのA交差点の様子も見ていただいているから分かると思うのですが、計算上と現実は大分乖離するので、特に信号のない一時交差点というのは、その前面道路がどのように流れているか、前後を信号で押さえられているので、その影響を受けるということになるんですけど。それは現地でも確認されて問題はなさそうだということですか。

設置者

B交差点の交通量自体がそれほど、国道並の交通量がないものですから、一時停止交差点ですけど、その滞留して右折しているという状況はないです。どちらかという届出34ページのA交差点の方に負荷が集中しているみたいで、実際この丁字路の③方向から国道に出る方が数字上は1を切っているのですが、捌けていないサイクルもあります。

徳永委員

極端なことを言えば、この渋滞がこの交差点まで延びていたら出られないということはないですか。

設置者

それはないです。そこまで滞留していることはないです。

徳永委員

そのあたりの確認が現場感覚としてどうかということですが。

設置者

B交差点まで滞留が伸びていくという状況は見ませんでした。そこまでありませんでした。交通容量比についてはすべてのレーンが1.0を下回っているのですが、お話ししたようにB交差点の一部レーンについては、実際のサイクルによっては、1回のサイクルで捌けていない様子を見てとれています。瞬間的なので、どうしても出るのかなど。

江成委員長

さきほどB交差点の方に流すのに、チラシなどで周知するという話だったんですが、例えばB交差点の方とそれからC交差点の方に流す両方の出口が設定されていますよね。それを例えばそのB交差点の方に流れるような出口の設定とかね、極端な話をすると、そういう風な設定をすることによってB交差点の方にきちんと流れるということは、そうすれば可能だと思うのですが、それについては何かご検討されていますか。

設置者

駐車場内についてはそういう誘導は可能かと思しますので、そういう看板を追加で立てることは可能です。有効性を高めるためにその辺はできればやりたいと思います。

江成委員長

駐車場の中の話なのでそういう誘導は可能ですよね。

設置者

可能だと思います。

江成委員長

他にはいかがでしょうか。

徳永委員

荷さばきのトラックの出入の仕方なのですが、かなり建物に回り込んで入るような形になっているのですけれど、こういう形でトラックが実際に入りますか。

設置者

実際は後ろから入っていく形です。

徳永委員

後ろからバックで入るのですか。

設置者

はい。

徳永委員

ということは、道路上からバックで、場合によっては反対車線にはみ出すような形で入って行く形になるのですか。

設置者

そうですね。なので当然運転手一人で車を入れるのではなく、2人体制で入れてもらうことになります。

徳永委員

それにしても最後のところ、室外機なのでしょうか。

設置者

室外機です。

徳永委員

取り回しが大変そうに見えるのですが、大丈夫ですか。

設置者

こちらの裏側に10トン車とかが入るのではないので、全然その辺は大丈夫です。そんなに大型のトラックではないので、中型のトラックになりますので。騒音上は負荷がかかるように、逆に大型のトラックの音で計算しておりますけれど。

江成委員長

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではこの件については、以上で終了したいと思います。どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

ロ 【新設】デイリーポート新鮮館中田店

事務局

※資料3に基づき説明

江成委員長

それでは今の説明についてご質問などありましたらお願いいたします。

駐輪場の台数が大分少ないのですが、先ほどの説明だと類似店舗から算出したという話でしたが、この辺は平地で住宅が多いので、自転車がかかなり多いという気がします。

設置者

類似店舗ではなく、1000㎡以下で営業しているお店の自転車実績から増床分を考慮して必要台数を算出しています。

江成委員長

今の店舗の実績ですね。

設置者

実績でやっています。ちなみに、現況のお店がなかったものですから、今回の届出に併せて風除室に近いところに駐輪場を設置しています。

江成委員長

それでは、駐輪場がなかったから自転車が少なかったという恐れはありませんか。

設置者

図面でいうと上側の敷地が仙台市になります。水路の上にゼブラゾーンがありまして、その辺にお客様がランダムに自転車を置いていました。おけるスペースは相当広くありました。それを遠くに置かないでお店の出入口の近くに移動し、安全確保を図る計画ですので、台数的には問題ないと思います。

江成委員長

他にいかがでしょうか。

徳永委員

A交差点とか右折レーンがない交差点ですよ。そのときにこの交通容量がこんなに大きくなるのでしょうか、大丈夫かな、というあたりですが。混入率はそんなには高くないようですが、1台詰まると全部止まってしまいますよね。これも計算上の問題と実際で大分違ったりすると思うのですが。

設置者

住宅地ですので、実際は1時間あたりの交通量は割と少ないです。ただ、ご指摘のあったように右折レーンのない全方向に1レーンの交差点ですので、実際観測すると、青信号1回の間に捌けていないということが発生します。

1台右折の車が待っていると、その後ろは全部止まります。1回の青信号で全部流れなかったというのは何回か見えています。ただ時間あたりの交通量は全体量が少ないので、信号1回待ちになるのが大変な運転手はいらっしゃると思いますが、ここが狭いというのは皆様もうご存じのところでも通過されているので、ある程度仕方ないという感覚で走られているのかなと思います。

徳永委員

来店経路がいまひとつ分からないのですが、南から来てわざわざA交差点から回っていくというのがあるのでしょうか。開発交通量は抜けていないのですか。

設置者

A交差点の西側が東北本線の線路の踏切になっていまして、線路を越えるというのがちょうどこの辺の道路しかないのです、ここに集中してくることになります。

徳永委員

横方向はいいのですが、縦方向です。南側から来たときは、B交差点で曲がっていくのですか。

設置者

そうですね。B交差点の丁字路を曲がっていただく形で、現場ではそこに誘導看板が南北に建っています。

徳永委員

こちらはあまり来られない想定なんではないでしょうか。開発交通量は4台だけです。

設置者



そうですね。世帯数からすると、ほぼ北側からのお客さんが多いという形になります。実際にどうかというと、もう少しはありそうですが、一時停止交差点のB交差点で相当滞留しているというのは意外とないです。A交差点の赤信号で車両の通行が止まっていますので、そこでみなさん曲がっているという状況です。

徳永委員

店舗南側の道路も一応使う計画なんですよ。こちらから旧4号側への出入りはされないのですか。

設置者

誘導はしていませんし、実際に現場でも、こちらから出入りするお客さんはほぼ確認していません。

徳永委員

といいますのは、出入口付近は6mあるんですけど。

設置者

ええ、そっちになると6mはないです。そのため誘導はしていません。

徳永委員

具体的に一番狭いところが何メートルになるかはお分かりになりますか。

設置者

5m前後だと思います。

徳永委員

水路になっている方は全て6mですか。

設置者

6mあることを確認しています。ずっと伸びていくと、ちょうどヨークベニマルさんの道路の方に入って行きますので、どんどん広がっていきます。

徳永委員

昔、ここを来店経路にするのはいかがなものかと言った記憶があるのですけれど。その道路ですかね。今回は使われていないということですね。

設置者

そうですね。5，6年以上はこのルートで来店していることになります。

牧野委員

騒音なんですけれど，届出70のA地点は周りになにも機器がないのでいいかと思うのですが，その上の方にあるPAは冷凍機でしたか。

設置者

エアコンの室外機です。

牧野委員

エアコンですね。これは9時30分までですか。

設置者

基本的にはそうですね。営業が9時までです。

牧野委員

このあたり，道路境界線と書いてある上のあたりだと，予測値はどのくらいになるのでしょうか。Aはたぶん大丈夫だと思うのですが。

設置者

もう少し近づいてということですか。

牧野委員

ええ，もう少し近づいて。EF-7の下側のあたりに住居があるわけですね。

設置者

ちなみにその付近にある，たとえばEF-7の1mの音源が，35.5dBです。住宅側にあるものは業務用ではなく，エアコン室外機は家庭用の小さいものになります。業務用の大きい室外機は屋根上げで建物の真ん中に集中しています。住宅周辺にあるのは事務室用などの小さいものとなります。音源そのものが小さいです。

牧野委員

大きいものは上に上げているから，比較的，境界のところの騒音が小さくなっている訳ですね。近いのに小さいなと思いました。

設置者

大きい音の出るものは全部敷地の中央に寄っています。

江成委員長

その辺のことは、現況ですよ。

設置者

はい。すべて現況で既に設置してあります。これでうるさいという話も特にありません。

江成委員長

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、それではこの件については以上です。ありがとうございました。

### **(3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について**

イ 【新設】(仮称)ヨークベニマル古川中里店

事務局

※資料4に基づき説明

江成委員長

それでは、ただいまのご説明についてご質問、ご意見お願いいたします。

徳永委員

意見案についてではないのですが、2ページの周辺の道路状況のところ農道幅を事業者負担でやるというようなご回答だったんですが、そこまでやるのかなという感じもちょっとするのですが、そのあたりは、実際どうなんですか。

事務局

通常は店舗が接している道路の工事について事業者が何割か負担するという例はよくありますが、離れているところまで負担というのはかなり珍しいケースと聞いています。

徳永委員

それは出店者側が自発的に負担しますということで対応したんですか。

事務局

市役所との協議の内容、背景までは把握しておりませんでした。

徳永委員

どこまでが事業者負担を求める範囲なのか曖昧になるような気がして若干気になるのですが。例えば、その幅ではなく、向かい側の道路を店の出入口に合わせると言うのなら分かる気もするんですけどね。まあいずれにしても、ここは区画整理が入っていないミニ開発の連続という開発形態なんですかね。なんかすごい道路網がぐちゃぐちゃして、なかなか大変な場所だなあというのがあります。

江成委員長

実態はあまり把握できていないのかもしれませんが、住民の方からそういう強い要望を出してこうなったのか、あるいは、市役所から強い要望があって事業者が折れたという状況なのか、そのへんの状況はわかりますか。

事務局

まず、住民説明会において、この出入口の形式は望ましくないという意見が出されて、それを受けて市役所と出店者と調整をした結果だとは聞いています。

江成委員長

住民説明会の参加者もこれまでの例よりは多いですよ。15人、16人、それくらい出ているということで。住民のそういう方のご意見が尊重されるということはいいことだと思いますけれど。

あとちょっと気になったのが、若者の溜まり場になるという心配も出ていたのですが、そういう状況がこの近辺であるのですか。それは分からないですか。

事務局

把握していません。

江成委員長

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、それでは意見はなしということで、附帯意見を付けるということで運んでいただければと思います。

ロ **【新設】(仮称) フレスコキクチ白石店・薬王堂白石店**

事務局

**※資料5に基づき説明**

江成委員長

ただいまのご説明につきましてご意見、質問などございますでしょうか。

徳永委員

すみません、また意見とは関係ないというか、意見には出てこない話なのですが。フレスコキクチ棟のところから横断歩道で通路みたいになっていて、そこと出口スロープとがずれているんですが。その隣のスペースが駐車スペースかなと思ったらそうでもないような、カウント外のような気もするのですが。この案件が別の案件か、ちょっと歩道がずれていますよねとどこかでお話した記憶があるのですが、そのあたり修正などはどうなんでしょうか。

事務局

前回の審議の際に徳永委員から、この店舗において、今お話のあった点についてご指摘がありまして、事業者からはその場で対応します、修正しますという回答があったんですけど、図面の再提出は受けていません。

徳永委員

一応、修正はしていただいただけそうなんです。確認はとれないかもしれませんが。

事務局

前回の審議の間では修正すると言っていました。

江成委員長

この図面、8ページの図面が具体的にはどういう具合に修正されるということなんですか。直接出店者と話していないから確実なことは言えないと思いますが、予想としてはどういう具合になるということですか。

事務局

前回のご指摘では、歩行者通路を、図面上右側に少しずらして、駐車マスをつぶす形になってしまうのですが、それでも届出台数は確保できるので、そのように対応するという話でした。

徳永委員

つぶす、となると届出台数を変えなければならないのでしょうか。

事務局

従業員駐車場の余裕が多いので、それに対応できるということでした。

徳永委員

はい，分かりました。

江成委員長

最終的に事業者と会う機会はあるのですか。もうないのでしょうか。

事務局

やりとりは，いつでもできます。

江成委員長

機会があったらその旨伝えておいてください。はい，ではこの件については県の意見はなしということで進めていただきたいと思います。

ハ 【新設】(仮称) コメリパワー佐沼店・ケーズデンキ佐沼店

事務局

※資料6に基づき説明

江成委員長

ただいまのご説明について，なにかありますか。宿題が出ていた交差点10についてはよろしいでしょうか。

徳永委員

計算上は。大丈夫みたいですね。

登米市の意見で「混雑が予想されるときは周辺交差点に誘導員を配置」と書いてあるのですが，周辺交差点はどこまでを想定しているのでしょうか，そこに配置する誘導員はどういう誘導員を想定しているのでしょうか。そのあたりの回答，会話が成立しているのかが少し気になりました。

事務局

交通対策等現地調査会では，登米市の担当者と設置者がその点について話していたのですが，店舗の出入口付近に誘導員を配置するということで納得しているようでした。

徳永委員

設置者の回答のところで，交通誘導員と交通整理員を使い分けているので，なにか違うのかなと思いました。誘導というのは，駐車場直進のような看板を持っている人のことをいうのでしょうか。実際に手を振って誘導する人のことをいうのでしょうか。

江成委員長

定義があるのでしょうか。

事務局

確認しておりませんでした。

江成委員長

漢字のイメージからは、誘導というのはこういう風に行きなさい、整理というのは、臨機応変に整理する、というイメージができますけれど。既存の店舗で使い分けているというのも気づきませんですけど。

徳永委員

タピオ、アウトレットは看板を持って立っていますけれど、看板を持って立っているだけなので、無視されればそれまで、というところですね。

江成委員長

交通整理をする場合には、警察に許可をもらわなければならない、ということはないのですか。

徳永委員

路上ではできないですね。敷地内ならいいのでしょうか。

江成委員長

道路工事のときにやっているのは、交通整理ということなんでしょうけれど。基本的には許可を得てやっていますよね。

市の意見に対する回答は正式な文書に入ってくるものではないのですか。

事務局

市の意見に対する回答は書面で提出してもらっていますが、特に公告・縦覧などは行っていません。

江成委員長

事業者には行くのですか。

事務局

事業者には、市町村の意見を提供して、それに対する回答を提出してもらっています。

江成委員長

そうですか。文書でお互いにやりとりしているということですね。

事務局

市からは県宛てに意見を提出してもらい、県が届出者に対して、このような意見があるが、対応があれば出してくださいという形でやっています。

江成委員長

文書に残るものであれば、整理しておいて、事務局として把握しておいたほうが良いと思います。

徳永委員

おそらく、市や警察との間ではちゃんと分かっていると思うのですが、住民説明会の質問事項でも、誘導員を置いて、と書いてあるのですが、お互い言葉から想像しているものが違って、後から、やると言っていたのにやってないじゃないか、という話にならないか若干心配なんですよ。なので、誘導員はこういうことですよ、整理員はこういうことですよとか、それは普通どこまでできるのか、というのはなにかあって、住民とトラブルにならないようなことを考えてもらったほうが良いのかもしれないですね。

江成委員長

はい、ありがとうございました。他にはないでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この件については、今の点をプラスアルファとして進めていただければと思います。

#### **(4) その他**

江成委員長

では本日の議題については以上でございます。

事務局

**※次回の日程について調整**

### **3 閉会**

江成委員長

本日の議題は全て終了いたしました。どうもご苦労さまでした。